

意見書

平成19年2月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務の認可に係る制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務の認可に係る制度の運用に関する意見募集」に関しまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いいたします。

事項	具体的項目	意見
(1)これまで認可した業務に関する評価又は具体的な問題点	総論	<ul style="list-style-type: none"> - そもそも、NTT 再編の趣旨に立ち戻ると、活用業務に相当する業務は、業務範囲に制限を設けられている NTT 東西ではなく、NTT コミュニケーションズ等それ以外の事業者が提供すべきものです。このため NTT 東西の業務範囲拡大を可能とする活用業務制度は、その制度整備が行われたこと自体が適当ではないものと考えます。 - 活用業務制度は、NTT 東西の業務範囲をあくまで例外的に拡大することを可能とする制度と理解しています。このため、活用業務については認可を最小限にとどめるべきものと考えます。 - 活用業務があくまで例外的なものと考えたと、過大に運用されることがないよう、厳格に活用業務の内容を検証・審査することが必要です。しかし、現状の活用業務の運用においては、厳格な検証及び審査の仕組みが明確に整備されていないため、NTT 東西の業務範囲が必要以上に拡大しており、NTT 再編成の趣旨が没却し、公正競争を阻害しているものと考えます。
	活用業務の定義 (本来の定義)	<ul style="list-style-type: none"> - 現在、活用業務の定義や許容範囲に、明確な規定がなく問題であると考えます。 - 活用業務の許容範囲は、NTT 再編成及び NTT ドコモ分離の趣旨を没却しない範

事 項	具体的項目	意 見
		<p>困とすることが適当であり、この範囲を明らかに超える活用業務認可申請についてはそもそも認可の対象外であることをガイドライン等において明示すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - すなわち、NTT 再編成及び NTT ドコモ分離の趣旨である、NTT 東西の相互参入・ヤードスティック競争、NTT グループ内の競争の促進を阻害するような、NTT 東西が一体となってサービスを提供する活用業務、NTT 東西及び NTT グループ各社が連携する活用業務等は、そもそも活用業務の範疇ではないことをガイドライン等において明確に規定すべきであると考えます。 - 具体的には、以下の 2 つの事例については活用業務の申請そのものを受け付けないことをガイドライン等において明示すべきであると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 移動体サービス <p>移動体サービスに係る活用業務は、NTT ドコモ分離の趣旨を逸脱するものであると考えます。特に、NTT ドコモとの連携により FMC サービス等を提供することは、MVNO による提供も含め、明確に禁止することが必要であると考えます。</p> (2) ISP サービス <p>ISP サービスに係る活用業務は、NTT コミュニケーションズを ISP サービスの提供主体とすることとして同社を分離した、NTT 再編成の趣旨を逸脱するものと考えられるため、明確に禁止することが必要であると考えます。</p>
	<p>活用業務の定義 (審査時の対象の捉え方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 活用業務に係る認可審査にあたっては、県間伝送に係る料金設定等活用業務そのもののみの影響ではなく、活用業務を含めた実際のサービス全体を影響範囲として捉え、地域電気通信事業への影響のおそれ及び公正競争への影響のおそれ

事項	具体的項目	意見
		<p>を審査することが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 例えば、「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定(NTT 東西・平成18年11月30日)」に係る認可審査においては、中継ルータ、中継伝送路及び中継部分の料金設定のみを活用業務の範囲として申請し、認可審査もこの部分のみを対象に行われましたが、実質的なサービスの影響範囲は、中継部分だけではなく、NTT 東西の IPv6 に係る地域 IP 網全体であり、この全体をもって認可可否の判断を行うべきであったと考えます。 - また、「地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」と各 IP 電話サービスのように、認可取得後に個別に認可された活用業務が互いに組み合わせられサービス提供が行われる等、認可審査時の前提と異なる状況下で実際のサービス提供がなされているという事例もあります。このような場合には、関連する複数の活用業務を含めたサービス全体で認可に係る審査が行われる必要があると考えます。 - 上記のほか、認可済みの活用業務における具体的問題点につきましては、「別添1」に詳述いたします。
	<p>活用業務の審査及び処分方法 (全般プロセス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西が挙証責任を十分に果しているか否かが、認可可否の重要な判断基準であるにもかかわらず、第三者からの意見聴取に基づく疑義に対し、NTT 東西が挙証・反証するという手続が整備されていない点は問題であると考えます。 - また、標準処理期間に関しては、「軽微と思われる事案であれば原則として1ヶ月以内」、「慎重な検討が必要と認められる場合には、原則として3ヶ月以内」と規定されていますが、規制制度における活用業務の重要性に鑑みると、事前に標準処理期間を規定して審査期間を限定することは適当ではないものと考えます。

事 項	具体的項目	意 見
		<ul style="list-style-type: none"> - 更に、実施状況等の報告については、報告内容を検証する仕組みがないとともに、報告内容に不備が生じた場合の各種是正措置、活用業務認可の見直しや取り消しの仕組みが整備されていないことは問題であると考えます。
	<p>活用業務の審査及び処分方法 (地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 「過大な投資」による「財務の圧迫」がある場合に「おそれ」が存在することとされていますが、審査基準として具体性がないことが問題であると考えます。また、NTT東西の財務基盤は強固であるため、通常の活用業務では相対的に「過大な投資」となることは考え難いという点に留意が必要です。 - 「経営資源の過度の転用」についても同様に具体性がなく問題であると考えます。NTT東西は外部業務委託を拡大しているため、「経営資源の過度の転用」については、検証が困難であるという点についても留意が必要です。 - 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれの審査に関しては、活用業務の捉え方に問題があることのほか、申請内容の不足、資料の非公開、条件のあいまいさ等により内容の検証が困難であることが問題です。 - 具体的な問題点については、「別添 2」に詳述いたします。
	<p>活用業務の審査及び処分方法 (電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 本審査においては、「競争事業者が東・西 NTT と同等の条件で同様の業務を実施可能とする」ための条件が担保されているか否かを検証する必要があると考えますが、申請内容の不足、資料の非公開、条件のあいまいさ等に加え、競争事業者が NTT 東西の実施状況を外部から検証することが困難であるという現状は、極めて問題です。 - 具体的な問題点については、「別添 2」に詳述いたします。
	<p>ユニバーサルサービスとの関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 現状、ユニバーサルサービス基金制度が稼動しており、競争事業者が地域電気通信業務に対する補助を行っている状態となっています。このように、NTT 東西がユ

事 項	具体的項目	意 見
		<p>ユニバーサルサービスに係る交付金を受けている状態は、地域電気通信業務の円滑な遂行に支障がある状態であると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - また、NTT 東西が受け取る交付金の利用方法には制限がなく検証も不可能であることから、交付金が活用業務の運用に用いられるという懸念も払拭できない状況にあります。 - このように、NTT 東西がユニバーサルサービス基金の交付を受けている状況においては、一切の活用業務を認可すべきでないと考えます。
<p>(2) IP 化の進展等を踏まえた制度運用上の留意事項</p>	<p>総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> - IP ベースのサービスは県内・県間の区分がなく、その全てが活用業務に該当するものと考えます。今後 NTT 東西が中期経営計画にて表明しているとおり NGN を構築し、光回線 3,000 万契約を実現するような場合には、本来は例外的なものである活用業務が NTT 東西の提供する主要な役務となり、NTT 再編の趣旨がないがしろにされた状況が常態化することを、まずはじめに認識する必要があると考えます。 - また、IP 化の進展に伴う、県内・県間の区分の形骸化等によって、NTT 東西が中継サービスの領域や、上位レイヤに進出しやすい状況が生まれてくるものと想定され、こうした環境変化を考慮すると、アクセス部門の分離や、少なくとも現状より実効性のあるアクセス部分の開放ルールの整備(複数事業者による OSU 共有による一分岐単位での接続の実現といった IP 網における加入者回線単位での GC 接続や中継サービスの実現等)を更に推進する必要があるものと考えます。特に、複数事業者による OSU 共有による一分岐単位での接続の実現は、IP 網ベースのサービス競争を促進する上で不可欠であり、早急に実現に向けた具体的なルール整備に着手する必要があるものと考えます。 - 更に、前述のとおり、IP 化の進展により NTT 東西の提供するサービスの主体が活

事 項	具体的項目	意 見
		<p>用業務にシフトしていくことを考慮すると、今後、NTT 東西が様々な活用業務を申請することが想定され、NTT 東西の市場支配力の濫用の防止のために、上記のアクセス網の開放推進と同時に活用業務の審査の仕組みをより厳格なものに変えていく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - また、今回のガイドライン見直しの結果に基づき、認可済みの既存の活用業務についても再検証を実施し、その検証結果に基づき、必要に応じて認可条件を追加することや、認可の取り消し等の措置を講じる必要があると考えます。
	<p>活用業務の審査及び処分方法 (全般プロセス)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西が挙証責任を十分に果しているか否かが、認可可否の重要な判断基準となるため、NTT 東西が競争事業者からの疑義に対して反証するプロセスを設ける必要があると考えます。具体的には、最低 2 回の意見募集手続、又は公聴会等の開催により直接 NTT 東西が反証を行う機会をプロセスとして構築することが適当であると考えます。 - また、認可審査にあたっては、有識者から見解を聴取する等、客観的・中立的な意見を取り入れるプロセスを確立すべきであると考えます。 - 更に、標準処理期間についても、認可のプロセス見直しにともない、あらためて設定することが適当であると考えます。具体的には、標準処理期間は厳密なものとして、個々の活用業務毎に認可審査の議論が不十分である場合には、必要に応じて処理期間を延長する等の柔軟な運用を行う必要があると考えます。
	<p>活用業務の審査及び処分方法 (地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれの検証に関しては、申請内容の全てを公開するとともに、「過大な投資」及び「経営資源の過度な転用」について具体的な基準を設けて審査を行う必要があると考えます。 - 本件の詳細につきましては、「別添 2」に記述いたします。

事 項	具体的項目	意 見
	<p>活用業務の審査及び処分方法 (電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> - IP化の進展により、NTT 東西がプラットフォーム機能を共通で構築し、互いのネットワークを相互に接続して提供するような活用業務が出て来ることも想定されます。このようなケースにおいて、NTT 東西と競争事業者との真の意味での公正競争条件を確保するためには、NTT 東西が一体提供する活用業務と同等の業務を競争事業者が提供可能か否かについて十分な検証を行う必要があるものと考えます。 - そのためには、NTT 東西において公正競争条件の確保について十分な挙証を行うことを義務付ける申請プロセス及びレビュープロセスの構築が必要であり、このプロセスの構築にあわせて、NTT 東西が挙証すべき事項や挙証のレベルについても現行運用以上に詳細な定義がなされる必要があると考えます。 - また、NTT 東西が活用業務により新規サービスを実施する場合には、事前の情報開示等により NTT 東西と競争事業者との間の時期の同等性が実質的に確保されない限り認可されないとするルールを構築すべきと考えます。 - 更に、具体的な措置の必要性、妥当性の判断にあたっては、活用業務自体のみならず、関連するサービス全体を審査の対象とするよう審査プロセスの見直しを行うべきであると考えます。 - なお、地域通信市場の競争進展状況に関しては、NTT 東西がボトルネック設備を保有しており、十分な市場支配力を有した状態にあることを前提として審査を行うべきであると考えます。 - 「公正な競争を確保するための 7 つのパラメータ」等、本件の詳細につきましては、「別添 2」に記述いたします。
	<p>ガイドラインのフォローアップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 活用業務認可申請の有無に関わらず、定期的(1 年～2 年程度)にガイドラインの適正性を検証し、必要な見直しを実施することが適当であると考えます。

事 項	具体的項目	意 見
		- このようなガイドラインのフォローアップに関しても、複数回の意見募集手続等の処理手順を定めておくことが適当であると考えます。

以 上

【 認可済みの活用業務における具体的な問題点 】

具体的項目	意見
地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化 (NTT 東西・平成15年2月19日)	<ul style="list-style-type: none"> - 本事案については、「県間接続」である点に着目した審査により認可されていますが、実態は NTT 東西による一体的サービスの許容となっているものと考えます。 - NTT 再編成及び活用業務導入の趣旨から、NTT 東西の相互参入・ヤードスティック競争を阻害するような、NTT 東西による一体的なサービス提供を許容する活用業務は認められるべきではないと考えます。
法人向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定 (NTT 東西・平成15年10月3日) 固定電話発—050IP 電話着の県間伝送に係る料金設定 (NTT 東西・平成15年10月3日) 固定電話発—携帯電話着の県間伝送に係る料金設定 (NTT 東西・平成16年3月12日)	<ul style="list-style-type: none"> - 本事案については、活用業務の対象を、「県間伝送等に係る料金設定」に限定することにより、地域通信業務への影響及び公正競争への影響の「おそれ」が最小限であることを装う形で申請がなされ、認可されたものと理解しています。 - しかしながら、制度上の中継区間の役務提供事業者が中継事業者であったとしても、利用者にとっては NTT 東西が県間を含めたエンドエンドの役務提供事業者として認識されているのが実態であり、NTT ブランドによる営業上の効果が機能しているものと考えます。 - このため、相互接続における役務提供の範囲が相互接続点までに限られるという制度的な整理にとらわれず、利用者視点に基づく実質的な競争状況への影響を十分考慮して認可の判断を行う必要があると考えます。
集合住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定	<ul style="list-style-type: none"> - 本事案については、NTT 東西が 0AB-J IP 電話を県間まで提供することにより、独占分野である固定電話利用者の移行を容易にするものであり、問題であると考えます。また、あわせて B

具体的項目	意見
<p>(NTT 東西・平成16年7月21日)</p> <p>戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定</p> <p>(NTT 東西・平成17年1月19日)</p>	<p>フレッツサービスの拡販にも寄与するものであり、結果として固定電話の独占力を梃子にすることで、FTTH 分野における NTT 東西の市場支配力が拡大している状況にあります。</p> <p>- この他、前項で述べた、活用業務の対象を「県間伝送等に係る料金設定」に限定することによる影響は、これらの事案にも同様にあてはまります。</p>

【 活用業務認可審査に関する問題点と改善案等 】

(1)活用業務認可審査に関する問題点

項目	問題点
活用業務認可審査に関する問題点 (地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ)	<ul style="list-style-type: none"> - 活用業務に係る認可申請は、電気通信市場への影響が大きな手続であるにもかかわらず、申請内容に詳細な記述がなく、更に申請内容の一部情報は企業秘密ということで非公開とされているため、その審査の適正性について外部から検証することが困難であり、問題と考えます。 <p><活用業務の申請にあたり、NTT 東西が提出する資料について></p> <p>①業務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西の申請内容は最小限の内容となっており、競争事業者との同等性を確認する上で不十分なものであると考えます。 - また、活用業務に係る部分のみが記載されているため、活用業務と一体的に提供されるサービス・業務について把握することが不可能となっています。 <p>④業務の収支の見込み 及び ⑤活用する設備若しくは技術又は職員の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> - この 2 つの事項は、「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」の有無を審査するに当たって重点的に考慮する事項とされていますが、NTT 東西の申請書の記述は、以下の例に挙げたとおり「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」を審査するためには不十分で、より詳細な情報開示が必要であると考えます。

項目	問題点																
	<p>例:NTT 東西の活用業務認可申請書(平成 16 年 4 月 28 日付。「集合住宅ユーザ向けIP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」に関して)</p> <p>3. 業務の収支の見込み</p> <table border="1" data-bbox="987 472 1688 671"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16 年度</th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入(億円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>費用(億円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収支(億円)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。</p> <p><u>添付資料2. 収入算定・費用算定の考え方</u></p> <p>【収入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用業務対象部分の収入単金に当社予測トラヒックを乗じて算定 <p>【支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の(1)(2)の合計により算定。 <ul style="list-style-type: none"> (1)中継・着側事業者AC <ul style="list-style-type: none"> ・中継事業者に支払うAC ・着信事業者に支払うAC単金に当社トラヒックを乗じて算定 (2)営業費用 <p>→ 収支の見込みについて、極めて漠然とした算定プロセスのみ表示されるにとどまり、具体</p>		H16 年度	H17 年度	H18 年度	収入(億円)				費用(億円)				収支(億円)			
	H16 年度	H17 年度	H18 年度														
収入(億円)																	
費用(億円)																	
収支(億円)																	

項目	問題点
	<p>的な数値は全く示されておらず、意味をなしていません。</p> <p>例：NTT 東西の活用業務認可申請書（平成 16 年 4 月 28 日付。「集合住宅ユーザ向け IP 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定」に関して）</p> <p>6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要</p> <p>(1)設備</p> <p>法人向け IP 電話サービス、電話サービスおよび IP 通信網サービスの提供の業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備、端末系伝送路設備、端末系交換設備及び各種サーバ。</p> <p>IP 電話サービスの電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続した際の設備構成(概要)は添付資料1のとおり。</p> <p>なお、本業務では主に既存中継系交換設備を活用することになるが、本業務が当該設備の負担増に与える影響は数%程度と想定しており、地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれはないと考える。</p> <p>(2)技術</p> <p>現在、法人向け IP 電話サービス、電話サービスおよび IP 通信網サービスの提供の業務を営むために保有する技術。</p> <p>(3)職員</p> <p>現在、法人向け IP 電話サービス、電話サービスおよび IP 系サービスに関する業務を</p>

項目		問題点
		<p>行う組織に所属する社員。</p> <p>→ 例えば職員に関しては、その職員が地域通信業務と兼務なのか、活用業務専任であるのか、また NTT 東西としてどの程度のリソースを当該活用業務に割くのか等が全く示されておらず、「おそれ」の程度を判断できるものになっていません。</p>
活用業務認可 審査に関する 問題点 (電気通信事業 の公正な競争 の確保に支障 を及ぼすおそ れ)	「1 ネットワークのオープン化」 及び「2 ネットワーク情報の開 示」に関する問題点	<ul style="list-style-type: none"> - 競争事業者が、活用業務と同等のサービスを同時期に開始しようとした場合に、NTT 東西の活用業務の内容に付随する接続機能の内容の開示が十分な余裕をもって行われず、必要な措置を事前にとることができない場合があります。 - 例えば、「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定(NTT 東西・平成18年11月30日)」に係る活用業務認可申請においては、NTT 東西が活用業務により提供しようとしたサービスにおいて、NTT 東西が独自に設定する番号体系を利用する必要があるにもかかわらずその点が開示されず、競争事業者が当該サービスと接続し同等サービスの提供を検討することが十分にできない状況であったと考えます。 - また、NTT 東西は活用業務の認可申請と同時期に当該業務に係る接続約款変更の認可申請を実施することがありますが、競争事業者が同時期にサービス提供を開始するという同等性確保の観点から、手続に問題があるものと考えます。本来は、接続約款の認可を取得した後、活用業務の認可申請を実施し、時期の同等性を確保するとともに、情報開示の内容に基づき認可審査を実施することが適当であると考えます。
	「3 必要不可欠な情報へのア クセスの同等性確保」に関する 問題点	<ul style="list-style-type: none"> - OSS のような顧客情報システムへのアクセスのほか、NTT 東西のネットワークにおけるネットワーク制御機能やプラットフォーム機能等についても、競争事業者が NTT 東西と同等のサービスを実施しようとする場合にアクセスすることが必要不可欠であると考えます。
	「4 営業面でのファイアーウォ	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西は相互接続部門と営業部門の組織的分離及び社員向けマニュアルの整備等を営

項目	問題点
ール」に関する問題点	<p>業面のファイアーウォール措置としていますが、これだけでは営業面のファイアーウォールの実効性を立証するには不十分です。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 顧客情報を参照可能な 116 対応窓口において、競争事業者の潜在的顧客に対して営業を実施する事例等、NTT 東西におけるファイアーウォールを無視した不公正な営業事例が存在しながらも、何ら追加の調査等がなされることもなく NTT 東西が活用業務を継続しているという点は、公正競争環境確保の観点からも大きな問題であると考えます。
「5 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)」に関する問題点	<ul style="list-style-type: none"> - 活用業務の会計分離においては、県間の料金設定部分や県間接続部分の収支のみを分離する等の形で、当該活用業務自体のみの収支分離が行われていますが、こうした活用業務単体での収支のみでは、不当な内部相互補助の有無を判断することはできません。 - 加えて、NTT 東西より報告されている収支は、「営業収入」、「営業費用」、「営業収益」の 3 項目のみであり、収支内容の検証という目的に対して全く不十分な内容となっています。 - また、IP 電話は複数の活用業務で構成されているにもかかわらず、実施状況報告においては、IP 電話に係る活用業務全体としての収支のみが報告されています。このように、複数の活用業務でサービスが構成されている場合には、個々の活用業務の妥当性も検証できるよう、個別の活用業務毎に内訳を記載することが必要と考えます。
「6 関連事業者の公平な取扱い」に関する問題点	<ul style="list-style-type: none"> - これまでの活用業務の申請においては、中継事業者の入札のチェック程度しかなされていませんが、これでは関連事業者の公平な取扱いの検証として不十分であると考えます。 - 例えば NTT 東西の子会社及び関連会社への業務の発注状況等の外部業務委託の状況を確認することが必要であると考えます。
「7 実施状況等の報告」に関する問題点	<ul style="list-style-type: none"> - 現状の「実施状況等の報告」は、NTT 東西の認可申請時の内容をそのまま再度報告するとともに、各活用業務の営業収益及び利用状況を報告しているのみとなっており、内容が不十分であると考えます(認可申請時の説明内容がそもそも不十分であることは、前述のとおりで

項目	問題点
	<p>す)。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特に、公正競争確保措置の報告に関しては、表面的な措置内容に係る報告にとどまっており、その実効性について外部検証が不可能な状況となっています。 - また、報告内容を検証する仕組みや、報告内容に不備が生じた場合の是正措置、報告内容によって、公正競争環境への影響が判明した場合の活用業務認可の見直しや取り消しの仕組みが整備されていないことも問題であると考えます。 - 実施状況等の報告における具体的問題点を、以下に例示します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例: NTT 東日本における平成 17 年度における活用業務実施状況等の報告</p> <p>4. 営業面でのファイアーウォール</p> <p>従来から以下の措置を講じて公正な競争が阻害されることのないようにしており、平成 17 年度においても継続して実施しております。</p> <p>① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達(情報の適正利用に関する規程(平成 11 年 7 月 1 日制定)。以下同じ。)、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。(添付資料 13)</p> <p>② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。(添付資料 13・14)</p> <p style="padding-left: 20px;">i) お客様情報を、他事業者様と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。</p> </div>

項目		問題点											
		<p>ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。 iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。</p> <p>※平成 17 年度の具体的実施状況 全支店の社員を対象に、顧客情報の保護・適正利用および公正競争に関する説明会(講演会・勉強会等)を実施(平成 17 年 5 月～平成 18 年 3 月)。</p> <p>→ マニュアル、通達の内容等は添付資料 13、14 にて記されているようですが、これらは非公表であり、内容の妥当性が検証できません。</p>											
		<p>例: NTT 東日本における平成 17 年度における活用業務実施状況等の報告</p> <p>5. 不当な内部相互補助の防止(会計の分離等)及び収支状況</p> <p>当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、当該業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。(添付資料 15)</p> <p>なお、当該業務に関する平成 17 年度の収支状況は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>H16 年度</th> <th>H17 年度</th> <th>H18 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化</td> <td style="text-align: center;">2,887</td> <td style="text-align: center;">916</td> <td style="text-align: center;">1,970</td> </tr> </tbody> </table>				業務	H16 年度	H17 年度	H18 年度	(1) 地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	2,887	916	1,970
業務	H16 年度	H17 年度	H18 年度										
(1) 地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化	2,887	916	1,970										

項目		問題点			
		(2)IP 電話サービスの県間 伝送等料金設定	551	2,884	▲2,332
		(3)固定電話発-050IP 電話 着の県間伝送料金設定	626	545	80
		(4)固定電話発-携帯電話 着の県間伝送料金設定	7,035	4,838	2,197
		<p>また、当該業務の利用者料金に関しては、コストベースの料金算定を行い、電気通信事業法に基づき料金属出しております。(平成 16 年の電気通信事業法改正により届出義務が緩和されたものは除きます。)</p> <p>→ NTT 東西が申請した活用業務毎の収支が公表されておらず、個々の活用業務毎の妥当性が検証できません。また、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦とありますが、そもそも電気通信事業会計における役務別の配賦手順の詳細が明確になっていないことから、適切な配賦がなされているか否かは検証不可能です。</p>			

項目		問題点								
		<p>例:NTT 東日本における平成 17 年度における活用業務実施状況等の報告</p> <p>7. 利用状況</p> <p>当該業務に関する平成 17 年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。 (略)</p> <p>(2)IP 電話サービスの県間伝送等料金設定</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通信回数(千回)</th> <th>通信量(千時間)</th> <th>平均通信量(秒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用状況</td> <td style="text-align: center;">30,638</td> <td style="text-align: center;">2,168</td> <td style="text-align: center;">255</td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 活用業務に係る通信回数、トラヒック等が公表されているのみであり、地域電気通信業務に対し与える影響を分析することはできません。</p>		通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)	利用状況	30,638	2,168	255
	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)							
利用状況	30,638	2,168	255							

(2)改善案等

項目		改善案等
活用業務認可審査に関する改善案等 (地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ)		<ul style="list-style-type: none"> - 競争事業者との同等性確保が可能か否かを実質的に判断できるようにするために、申請内容は全て公開し、外部検証を可能とすべきであると考えます。 - 特に、「① 業務の内容」、「④ 業務の収支の見込み」及び「⑤ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要」については、詳細内容の申請及び公開を義務付け、外部検証にあたり不足と考えられる場合には、追加提出を求めることを可能とすべきであると考えます。 - 「① 業務の内容」については、申請された活用業務に関してのみならず、関連するサービス・業務についても提出することを義務付け、関連する業務一体として認可の可否を判断すべきであると考えます。 - 「④ 業務の収支の見込み」については、企業秘密に該当する情報により不開示となっておりますが、この審査方法や「おそれ」と考えられる基準を予め定めることが必要であると考えます。 - 「⑤ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要」における設備負荷については、当該サービスのみならず全てのサービスを対象として設備負荷が計算されていることから、個々の活用業務における設備負荷を積み上げた負荷量がどのように変動するかを審査することが必要であると考えます。 - また、「⑤ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要」における技術及び職員については、どのような技術を使うか、若しくはどのような組織の職員が実施するかしか公開されておらず、地域電気通信業務への影響が全く見えないため、当該業務の資源(リソース)がどのように影響されるかについての審査を可能とする内容での申請を義務付けることが必要であると考えます。
活用業務認可 審査に関する	地域通信市場における競争の 進展状況	- サービススペースの競争において地域通信市場の競争が進展している場合においても、NTT東西の指定電気通信設備に依拠したものである場合には、市場支配力が十分に存在するもの

項目		改善案等
改善案等 (電気通信事業 の公正な競争 の確保に支障 を及ぼすおそ れ)		<p>と判断すべきであると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - また、市場が発展途上のサービスについては、特段の反証がない限り競争が進展していないものと捉え、公正競争確保のための措置を講じていくべきであると考えます。 - ここで講じるべき措置は、具体的には NTT 東西における新サービスの提供条件、技術条件を、NTT 東西の独自仕様により規定する等の参入障壁が生じることのないよう、公平でオープンな技術仕様、サービス提供条件を担保することであると考えます。詳細は以下にて記述します。
	ボトルネック設備(エッセンシャル・ファシリティ)との関連性	<ul style="list-style-type: none"> - ボトルネック設備が指定電気通信設備規制により開放されている場合であっても、そのことは活用業務の認可判断の最低条件であり、その他の有効な公正競争確保措置が必要です。 - 具体的には、ボトルネック設備との関連性(依存の有無、依存の程度)を個別の活用業務の認可申請毎に明示させるべきであり、認可申請書における設備の概要図を更に精緻化する等、必要な審査・判断を実施するにあたり十分な情報を持って認可申請を行うことを義務付けすべきであると考えます。
	～公正競争を確保するための7つのパラメータ～	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西の措置内容について、外部から適正性の検証を行うことは極めて困難であるため、当該措置の有効性を十分に挙証することを NTT 東西に対し義務付けることが必要であると考えます。すなわち、NTT 東西の活用業務申請において、「7つのパラメータ」のそれぞれの措置について NTT 東西に挙証責任が存在することをガイドライン等において明示すべきであると考えます。 - また、措置内容に疑義が示される等、NTT 東西がその挙証責任を一部でも果せない場合には、認可を行わないことをガイドライン等において明示すべきであると考えます。 - また、例えば、認可申請の審査を強化することを目的に、時期の同等性や NTT グループ内連

項目		改善案等
		携の有無の検証等を個別のパラメータとして追加することも検討に値するものと考えます。
	1 ネットワークのオープン化	<ul style="list-style-type: none"> - 活用業務に係るネットワーク設備又は機能との接続が、接続約款に規定されていることのみをもって、即座にオープン化措置がなされていると判断することは適当ではないと考えます。 - 単に相互接続点が存在するだけでは不十分であり、NTT 東西に対して、同等のサービスを提供するために追加的にネットワークのアンバンドルを実施させることが必要であると考えます。 - 例えば、既に講じられているとされているコロケーション等のオープン化措置について、現在接続約款等に規定されている事をもって問題ないと判断するのではなく、その規定内容が十分な措置であるかについて精査し、必要に応じて追加的な措置を実施させることが必要であると考えます。 - また、サービスの同等性確保のためには、接続事業者の意見を踏まえた、適正な相互接続点の確保(十分な数、適正な地域や階梯における設置)や設備のアンバンドルを実施させる必要があると考えます。 - なお、NGN については、NGN 全体(サービスレイヤ及びプラットフォームレイヤを含む)での活用業務申請が当然必要であると理解しますが、今後検討が行われる NGN の接続ルール(NGN のオープン化ルール)が確定しない限り、当該業務に係る認可はなされるべきではないと考えます。
	2 ネットワーク情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西の活用業務と同等のサービスを、接続事業者が NTT 東西と同時期に開始可能とする「時期の同等性」の確保のためには、当該活用業務に係る接続機能の開放状況等を申請段階で開示させた上で、事前に必要な措置を講じることが必要であると考えます。 - 具体的には、活用業務の実施にあたり、既存の接続約款に規定されていない新たな技術的条件等を必要とする場合には、当該技術的条件等の開示及び接続約款の変更の認可がなされることを前提条件として、活用業務の認可に係る審査が行われるべきと考えます。

項目		改善案等
		<ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西と接続事業者との間の時期の同等性を確保するために、NTT 東西は、接続事業者からの具体的な接続要望を可能な限り想定した上で、それらを網羅したネットワーク情報を自発的かつ前もって提供すべきであると考えます。 - 例えば、NGN の商用サービス化にあたっては、接続事業者の意見を踏まえつつ、ネットワーク情報を積極的に、かつ十分前もって開示すべきであると考えます。 - また、NGN において NTT 東西が一元的にネットワーク制御等を実施するのであれば、当該機能自体が活用業務に相当するものと考えられるため、必要十分な情報提供やアンバンドル等の同等性確保のための措置が必要であると考えます。
	3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保	<ul style="list-style-type: none"> - OSS のような顧客情報システムに限らず、NTT 東西におけるネットワーク制御機能やプラットフォーム機能等についても、競争事業者が NTT 東西と同等のサービスを実施しようとする場合にアクセスが必要不可欠なものと考えられます。このため、これらに対するアクセスの同等性についても、活用業務申請の前に確保されるよう措置が必要であることをガイドライン等に明示すべきと考えます。
	4 営業面でのファイアーウォール	<ul style="list-style-type: none"> - 本来は NTT 東西において構造分離を実施しない限り、実効性のあるファイアーウォール構築はできないものと考えます。しかしながら、構造分離の実現には時間を要するため、機能分離に相当する水準の運用を取りまとめ、ガイドライン等に定めることが必要であると考えます。 - この考えに基づき、NTT 東西に対しては、営業面のファイアーウォールに関し更に厳格な挙証責任を課すとともに、事後に問題事例が判明した場合には、当該活用業務に係る認可を取り消す等の措置を講じる旨をガイドライン等に明示することが必要であると考えます。 - また、本件について、まずは以下の情報の開示を NTT 東西に求め、現状のファイアーウォールの適否を検証することが必要であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> • 情報を不適切に流用しないこと、出力した情報を廃棄処理すること、システム操作が

項目		改善案等
		<p>可能な社員を限定すること等について、具体的にどのようなシステムや運用ルールを設けて実施しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内における指導内容(通達、マニュアル、社員向け説明会)の詳細
	5 不当な内部相互補助の防止 (会計の分離等)	<ul style="list-style-type: none"> 不当な内部相互補助を厳格に防止すべく、活用業務と一体的に提供される業務に係る収支の分離を行い、実体的な影響を検証することが必要と考えます。 その際には、収支の分離のために実際に用いた配賦基準、配賦方法等の具体的なデータの公開を、NTT 東西に対してあわせて義務付けるべきであると考えます。 また、本件については現在開催されている「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」との連携により、活用業務に係る会計分離の在り方を整理の上、制度化を図るべきであると考えます。 既に述べたとおり、現在の活用業務収支の公表内容は不十分であり、当該収支が適正に算定されたか否かの検証が不可能となっています。不当な内部相互補助の監視のためにも、活用業務毎の詳細な収支表を公表の上、公正な競争の確保に支障を及ぼす恐れがないかといった分析等を実施する必要があるものと考えます。 なお、活用業務認可後も、当然ながら NTT 東西は「おそれ」のないことに対する挙証責任を負っており、仮に NTT 東西における不当な内部相互補助が発覚した場合には、直ちに関連する活用業務の認可を取り消すことをルール化すべきであると考えます。
	6 関連事業者の公平な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 活用業務の提供にあたり、NTT 東西が NTT グループ会社を優遇することのないよう、関連の取引条件に係る透明性を確保することが必要ですが、NTT 東西から子会社及び関連会社への外部業務委託が拡大していることに鑑み、これまで以上に広範囲で詳細な審査を行う必要があると考えます。 例えば NTT 東西の子会社及び関連会社への委託業務の発注状況や単価の適正性等を確認

項目	改善案等
	<p>できる項目を申請内容に盛り込むことを義務付ける等の対応が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西による、活用業務に係る実施状況等の報告においては、認可申請時と同様に NTT 東西に「おそれ」のないことの挙証責任を義務付け、各種措置の実効性が確保されているか否かについて外部検証を可能とする制度の整備が必要であると考えます。 - また、認可申請時の措置内容の見直しについては既に述べたとおりであり、実施状況等の報告時にも、NTT 東西に対し同様のレベルでの報告を求めることが必要と考えます。 - 更に、NTT 東西による一方的な実施状況の報告だけでなく、活用業務の実施により地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ、又は電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが生じていないかを検証し、当該活用業務の適否について報告の都度審査を行う制度を整備すべきであると考えます。 - このような、実施状況等の報告をもとに当該活用業務の適否について審査を行う枠組みの整備を行うべく、パブリックコメント等によるチェック機能を設けるとともに、NTT 東西が満たすべき各種要件に不備がある場合の具体的な措置（活用業務認可の見直し、認可の取り消し等）をガイドライン等において明示することが必要と考えます。 - なお、事後検証にあたっては、個々の活用業務毎に検証を行うのみならず、活用業務と一体となって提供されるサービス全体や、過去に認可された複数の活用業務の内容も踏まえた上で、総合的な影響をあわせて分析する必要があります。 - このような検証・審査を通じて、認可時に想定したものと異なる状況であることが判明した場合には、速やかに認可の取消し、認可条件の追加、変更等、必要な措置を講じるべきであると考えます。

以上